（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則）

第百四十五条　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成二十九年国土交通省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「㊞」及び備考２を削り、備考３を備考２とする。

（国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則の一部改正）

第百四十六条　国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則（平成二十九年国土交通省令第六十五号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「氏　名　　㊞」を「氏　名　　」に改める。

第二号様式、第四号様式及び第六号様式中「㊞」を削る。

第七号様式中「氏　名　　㊞」を「氏　名　　」に改める。

第八号様式中「氏名　　㊞」を「氏名　　」に改める。

第十二号様式中「氏　名　　㊞」を「氏　名　　」に改める。

第十三号様式及び第十四号様式中「㊞」を削る。

第十五号様式中「氏　名　　㊞」を「氏　名　　」に改める。

第十六号様式中「氏名　　㊞」を「氏名　　」に改める。

（国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部改正）

第百四十七条　国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則（平成三十一年国土交通省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第二号様式中「㊞」及び注２を削り、注１を注とする。

第三号様式中「㊞」及び注３を削る。

第七号様式中「㊞」及び注３を削る。

第八号様式中「㊞」及び注２を削り、注１を注とする。

第九号様式、第十号様式及び第十二号様式中「㊞」及び注２を削り、注１を注とする。

第十三号様式中「㊞」及び注４を削る。

第十五号様式中「㊞」及び注３を削る。

第十六号様式から第十八号様式までの様式及び第二十一号様式中「㊞」及び注２を削り、注１を注とする。

（国土交通省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第百四十八条　国土交通省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則（平成三十一年国土交通省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第二号様式中「㊞」及び備考１を削り、備考２を備考とする。

（国土交通省関係平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行規則の一部改正）

第百四十九条　国土交通省関係平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行規則（令和元年国土交通省令第十号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㊞」及び備考１を削り、備考２を備考１とし、備考３から備考８までを一つずつ繰り上げる。

別記様式第二号中「㊞」及び備考１を削り、備考２を備考１とし、備考３から備考８までを一つずつ繰り上げる。

（自動車の特定改造等の許可に関する省令の一部改正）

第百五十条　自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和二年国土交通省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第三号様式中「印紙並びに」及び備考(2)を削り、備考(1)を備考とする。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○国土交通省令第九十九号

特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第七条第一項、第九条第二項、第十一条第一項及び第二項、第十三条第一項第七号、第三項及び第五項、第十六条第一項及び第三項、第十七条第一項並びに第十九条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、特定複合観光施設区域整備法に基づく区域整備計画の認定等に関する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十三日　　国土交通大臣　赤羽　一嘉

特定複合観光施設区域整備法に基づく区域整備計画の認定等に関する省令

（実施方針の策定の提案の添付書類）

第一条　特定複合観光施設区域整備法（以下「法」という。）第七条第一項の国土交通省令で定める書類は、法第六条第二項第五号から第七号までに掲げる事項を記載した書類とする。

（区域整備計画の内容）

第二条　区域整備計画においては、基本方針及び実施方針に即し、次に掲げる事項その他の国土交通大臣が告示で定める事項を明らかにするものとする。

一　特定複合観光施設の名称、所在地及びその概要

二　設置運営事業者等の役員の氏名又は名称及び住所

三　設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者（設置運営事業者等が持株会社の子会社であるときは、当該持株会社の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者を含む。第四条第五号において同じ。）の氏名又は名称及び住所並びに当該主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等であるときは、その代表者又は管理人の氏名並びに役員の氏名又は名称及び住所

四　特定複合観光施設の床面積の合計

五　設置運営事業等の工程

（区域整備計画の添付書類）

第三条　区域整備計画には、次に掲げる書類その他の国土交通大臣が告示で定める書類を添付しなければならない。

一　特定複合観光施設の設計の概要を記載した書類

二　特定複合観光施設を構成する施設の構造を明らかにする平面図、立面図及び断面図

（認定区域整備計画の軽微な変更）

第四条　法第十一条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　特定複合観光施設区域の所在地の変更（地域の名称の変更又は地番の変更に伴うものに限る。）

二　認定設置運営事業者等の名称若しくは住所又は代表者の氏名の変更（当該代表者の変更を伴うものを含む。）

三　特定複合観光施設の名称又は所在地の変更（地域の名称の変更又は地番の変更に伴うものに限る。）